

# 兵庫県公報

令和8年2月27日 金曜日 第697号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（農地整備課）	2
○ 保安林の指定の解除（治山課）	2
○ 道路の占用を制限する区域の指定（道路保全課）	2
○ 道路の占用を制限する区域の指定の解除（同）	3
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成20年兵庫県告示第235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成20年兵庫県告示第1251号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	6
○ 平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成18年兵庫県告示第1021号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成23年兵庫県告示第349号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 平成23年兵庫県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 平成30年兵庫県告示第350号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 平成30年兵庫県告示第88号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成30年兵庫県告示第352号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成29年兵庫県告示第193号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 平成31年兵庫県告示第365号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 令和3年兵庫県告示第184号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○ 令和3年兵庫県告示第384号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成30年兵庫県告示第938号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成29年兵庫県告示第789号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 令和2年兵庫県告示第419号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成30年兵庫県告示第628号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 令和2年兵庫県告示第420号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 令和3年兵庫県告示第392号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	15



**兵庫県告示第130号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
篠原伯母野山IV (101020144)	神戸市灘区篠原伯母野山町2丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第131号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
住吉(3) (114010095)	西脇市住吉町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第132号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏尾(4) (134010112)	神崎郡神河町柏尾（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
福本 (134010113)	神崎郡神河町福本（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図2までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所、福崎事業所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第133号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の

規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日見谷(2) (128030149)	宍粟市波賀町日見谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所、宍粟事業所、宍粟市役所及び波賀市民局に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第134号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
光都(5) (138000230)	赤穂郡上郡町光都(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(6) (138000231)	赤穂郡上郡町光都(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(7) (138000232)	赤穂郡上郡町光都(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(8) (138000233)	赤穂郡上郡町光都(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(9) (138000234)	赤穂郡上郡町光都(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
光都(10) (138000235)	赤穂郡上郡町光都(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図6までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第135号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
細工所(1)Ⅱ (122010377)	丹波篠山市細工所(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤坂(3)Ⅱ (122010378)	丹波篠山市藤坂(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
藤坂(4)Ⅱ (122010379)	丹波篠山市藤坂(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
大藤(1)Ⅱ (122010380)	丹波篠山市大藤(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第136号**

平成23年兵庫県告示第805号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

桃山台Ⅱ(101060137)の項中別図109を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第137号**

平成23年兵庫県告示第346号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

野間川右支溪第一Ⅰ(214010081)の項中別図174を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第138号**

平成20年兵庫県告示第235号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

大和(32)Ⅱ(131030117)の項中別図117を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第139号**

平成20年兵庫県告示第1251号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

本山田(1)Ⅱ(102010109)の項中別図109を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置

いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第140号**

平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

那波南本町Ⅲ（109000193）の項中別図192を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第141号**

平成18年兵庫県告示第1021号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

下篠見(3)Ⅱ（122010020）の項中別図20を次の図面のとおり改める。

上篠見(1)Ⅲ（122010027）の項中別図27を次の図面のとおり改める。

山田Ⅲ（122010033）の項中別図33を次の図面のとおり改める。

中(1)Ⅰ（122010044）の項中別図76を次の図面のとおり改める。

奥山Ⅰ（122010060）の項中別図92を次の図面のとおり改める。

中Ⅲ（122010095）の項中別図127を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第142号**

平成23年兵庫県告示第349号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

和田Ⅰ（122010277）の項中別図23を次の図面のとおり改める。

瀬利(2)Ⅱ（122010309）の項中別図55を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第143号**

平成23年兵庫県告示第228号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

うずしお台(2)Ⅲ（125040117）の項中別図117を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第144号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成21年兵庫県告示第15号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
藤江Ⅱ (104000018)	明石市藤江（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊



**兵庫県告示第145号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第348号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
法光寺Ⅱ (116020041)	三木市吉川町法光寺（別図183のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉安上Ⅲ (116020050)	三木市吉川町吉安（別図192のとおり）	急傾斜地の崩壊



**兵庫県告示第146号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
桃山台Ⅱ (101060137)	神戸市垂水区桃山台2丁目 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

（別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第147号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
住吉(3) (114010095)	西脇市住吉町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第148号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柏尾(4) (134010112)	神崎郡神河町柏尾(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
福本 (134010113)	神崎郡神河町福本(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

(別図1から別図2までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所、福崎事業所及び神河町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第149号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
日見谷(2) (128030149)	宍粟市波賀町日見谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、この図面を兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所、宍粟事業所、宍粟市役所及び波賀市民局に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第150号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
光都(5) (138000230)	赤穂郡上郡町光都(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
光都(6) (138000231)	赤穂郡上郡町光都(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
光都(7) (138000232)	赤穂郡上郡町光都(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
光都(8) (138000233)	赤穂郡上郡町光都(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
光都(9) (138000234)	赤穂郡上郡町光都(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
光都(10) (138000235)	赤穂郡上郡町光都(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

(別図1から別図6までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第151号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
細工所(1)Ⅱ (122010377)	丹波篠山市細工所(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
藤坂(3)Ⅱ (122010378)	丹波篠山市藤坂(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
藤坂(4)Ⅱ (122010379)	丹波篠山市藤坂(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大藤(1)Ⅱ (122010380)	丹波篠山市大藤(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

(別図1から別図4までは省略し、これらの図面を兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第152号**

平成30年兵庫県告示第350号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名塩(1) I (105000124)の項中別図2を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第153号**

平成30年兵庫県告示第88号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

野間川右支溪第一 I (214010081)の項中別図32を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第154号**

平成30年兵庫県告示第352号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

大和(32) II (131030117)の項中別図23を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所、多可事業所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第155号**

平成29年兵庫県告示第193号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

中須賀院 I (102040032)の項中別図17を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第156号**

平成31年兵庫県告示第365号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

上溝(1) I (102010036)の項中別図12を次の図面のとおり改める。

本山田(1) II (102010109)の項中別図31を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第157号**

令和3年兵庫県告示第184号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

妻鹿(2) I (102010390)の項中別図13を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第158号**

令和3年兵庫県告示第384号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

岡町(1)Ⅰ（102010264）の項中別図83を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第159号**

平成30年兵庫県告示第938号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

奥野(2)Ⅱ（110010101）の項中別図6を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第160号**

平成29年兵庫県告示第789号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

栄町Ⅰ（126020105）の項中別図1を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第161号**

令和2年兵庫県告示第419号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

山田(1)Ⅰ（126040101）の項中別図80を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第162号**

平成30年兵庫県告示第628号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

下篠見(3)Ⅱ（122010020）の項中別図20を次の図面のとおり改める。

上篠見(1)Ⅲ（122010027）の項中別図27を次の図面のとおり改める。

山田Ⅲ（122010033）の項中別図33を次の図面のとおり改める。

中(1)Ⅰ（122010044）の項中別図43を次の図面のとおり改める。

奥山Ⅰ（122010060）の項中別図59を次の図面のとおり改める。

中Ⅲ（122010095）の項中別図94を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第163号**

令和2年兵庫県告示第420号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

和田Ⅰ（122010277）の項中別図97を次の図面のとおり改める。

瀬利(2)Ⅱ（122010309）の項中別図125次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第164号**

令和3年兵庫県告示第392号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

小木場Ⅰ（125020011）の項中別図8を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第165号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
雲雀丘山手(2)Ⅰ (115000096)	宝塚市雲雀丘山手二丁目（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり



**兵庫県告示第166号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年兵庫県告示第192号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥荒田下谷Ⅰ (231020063)	多可郡多可町加美区奥荒田（別図74のとおり）	土石流	別図74のとおり



**兵庫県告示第167号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第600号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
一ノ谷川 I (202050017)	姫路市安富町皆河（別図109のとおり）	土石流	別図109のとおり



**兵庫県告示第168号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第624号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山崎 I (236000017)	神崎郡福崎町山崎（別図27のとおり）	土石流	別図27のとおり



**兵庫県告示第169号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第236号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
樫谷川 I (210060076)	豊岡市但東町佐々木（別図79のとおり）	土石流	別図79のとおり



**兵庫県告示第170号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
駅前川 I (223010054)	養父市八鹿町八鹿 (別図56のとおり)	土石流	別図56のとおり



**兵庫県告示第171号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第371号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
栃原口 I (226010037)	朝来市生野町口銀谷 (別図78のとおり)	土石流	別図78のとおり



**兵庫県告示第172号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R07丹波位置 0003号	8.2.5	丹波市柏原町南多田字ウス井ノ坪468 番1の一部	6.00	32.42

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

令和8年2月27日

兵庫県知事 齋藤元彦